減災対策推進特別委員会資料平成25年10月1日(火)

# 調査・研究テーマ「自助・共助を進める公助の取り組み」について

説明内容	事業所管局	
①災害時医療体制について	健康福祉局、消防局	
②災害時要援護者避難支援について	総務局、健康福祉局	
③内水ハザードマップの策定について	環境創造局	

DMAT

DMAT等

他都市医療救護隊等

【巡回診療等】

# 新たな災害医療体制について 市防災計画【震災対策編】

市防災計画【震災対策編】の修正による新たな災害医療体制は、東日本大震災に伴う医療支援活動で得られた教訓や、災害医学に基づく医療活動の基本的な考え方 を踏まえたもので、次に掲げる3つの体制強化策により成り立っています。

1 総合調整・指揮機能の強化

2 緊急度・重症度に応じた医療提供体制

医薬品等の備蓄及び供給体制

- 総合調整・指揮機能の強化
- (1) 市医療調整チームの設置 ○区医療調整班との調整
- 医師会、病院協会、薬剤師会等との調整
- 〇 県医療救護本部との調整
- 市及び区に災害医療アドバイザーを配置

災害医療アドバイザーとは

市や区の災害対策本部が行う医療調整業務について、 医学的見地からの助言、指示、調整等に協力する医師

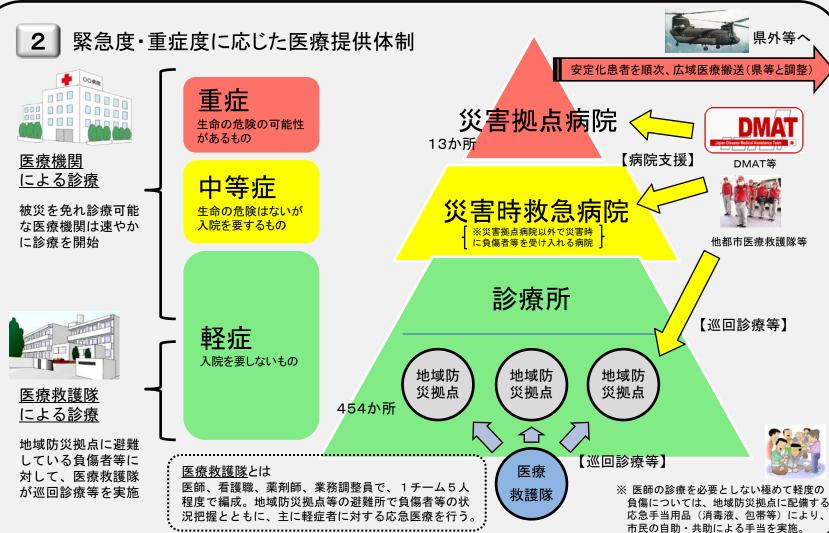
市災害医療アドバイザー

市医師会医師3名、市内救命救急センター医師3名:計6名

- ③ 市及び区に災害医療連絡会議を設置
- ○平時からの意見交換、情報共有
- 〇発災時には定期的に開催して連携
- 4 情報通信体制の整備
- ○情報通信体制の確立
- ○通信機器の複線化(38か所)
  - ・衛星携帯電話(24年度 整備済み)
  - ·MCA無線機(25年度 整備予定)
- 〇 平時からの通信訓練実施









市医療調整チーム



関係 機関









#### 3 医薬品等の備蓄及び供給体制

- 医療救護隊が用いる医薬品は、市薬剤師会の協力を得て、地域の薬局で流通備蓄。
- ② 備蓄品で不足する場合は、薬局の在庫医薬品を医療救護隊へ提供。
- ③ さらに不足する場合は、市内医薬品卸会社5社との協定に基づき、供給を要請。
- ④ 必要に応じて、県医療救護本部を介しての調達や、他都市からの救援医薬品も最大限に活用。

# 災害時要援護者避難支援について

地域の中には、災害発生時の避難行動などに対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される高齢者や障害者等の要援護者(以下、「要援護者」という。)の方が暮らしています。災害発生時における要援護者の安否確認、避難支援や生活支援等を行うためには、日頃から地域と要援護者との関係づくりを進めていく事が大切です。

そこで、自助、共助を基本とした地域による自主的な見守りや支えあいが行われるよう取り組むとともに、地域防災拠点や特別避難場所等での避難生活に備えた備蓄の確保や受入体制の整備、要援護者の個人情報の提供といった公助を推進してまいります。

# 1 市、地域及び事業者(福祉サービス提供事業者等)の役割

本市防災計画「震災対策編」では、市、地域及び事業者の役割を以下のとおり定めております。

45 7 65 7 6					
本市の役割	1 地域防災拠点での生活が困難な要援護者のための特別避難場所の施設確保・開設				
*	2 災害に備えた関係機関・団体等との連携強化				
×	3 要援護者を地域で支える体制づくりの支援				
	4 希望する自主防災組織等への本市が保有する要援護者の個人情報の				
	提供				
地域の役割	1 災害に備えた日頃からの要援護者との関係づくり、災害に備えた対応				
	の検討、要援護者が参加する避難訓練の実施、要援護者の名簿づくり等				
	2 災害発生時における要援護者の安否確認、避難支援等				
事業者の役割	1 利用者が災害に備えた準備をする際の支援、日頃からの利用者と地域				
	との関係づくり支援				
	2 災害発生時における利用者の安否確認、避難支援への協力等				

# 2 要援護者の対策

# (1) 災害に備えた、日頃からの地域の支えあいについて

災害時要援護者の迅速な安否確認、避難支援等には、地域の共助の力が大きな力を発揮します。平成25年4月末現在、約7割の地域(単位町内会単位)で要援護者名簿の作成等の取組が行われていますが、本市としても引き続き、地域の皆様のご理解、ご協力をいただけるよう、取組を進めていきます。

### 【参考】

- 横浜市の災害時要援護者名簿登載者数【各区役所で保管】
  - ・・・・・132,653人(平成25年4月1日現在)

# (2) 要援護者のための避難場所の確保等

# ア 地域防災拠点における要援護者用スペースの確保等

要援護者は、身体の安全や健康の維持について、特段の配慮が必要なことから、 地域防災拠点運営委員会は、地域住民と協力し要援護者用スペース及び介護者や介 護用資機材のためのスペースの確保に努めます。具体的には、要援護者用に概ね3 教室程度を確保するとともに、障害の特性に配慮した情報伝達を行います。

【参考】要援護者用の地域防災拠点の備蓄品(1拠点あたり)

	品目	備考	
食料	おかゆ	高齢者、乳幼児用	
	スープ	高齢者	
	粉ミルク・ほ乳瓶		
生活用品	高齢者用紙おむつ		
	乳幼児用紙おむつ		
	生理用品		
	テント	更衣、授乳スペース用	
	コミュニケーションボード		

#### イ 特別避難場所の指定等

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者については、特別避難場所に移送し対応します。

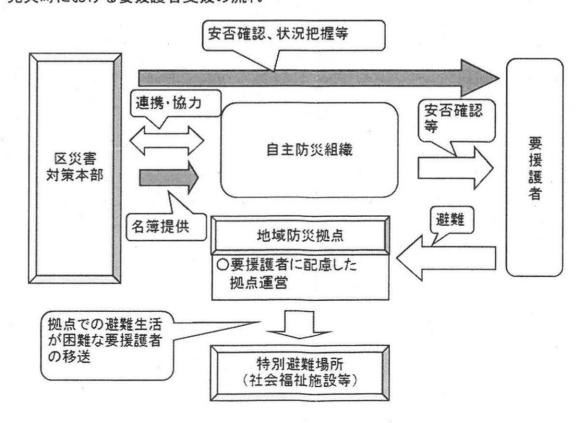
平成25年7月31日現在、市内社会福祉施設のうち427施設(公設148施設、民設279施設)と避難場所の開設や運営に関する事項を定めた協定を締結しており、 避難生活に必要な食料、水、生活用品等の応急備蓄物資を整備しています。

特別避難場所での受入れは、援護の必要性の高い者を優先とし、区本部長が決定します。

# ウ 在宅要援護者への支援

自宅等で避難生活を送る要援護者への物資の配付や情報伝達といった支援については、自主防災組織が中心となって、地域防災拠点と要援護者の間を繋いでいきます。さらに、区災害対策本部保健活動グループにより要援護者の健康状態、生活状況等を把握し、必要な支援等を行います。

# 3 発災時における要援護者支援の流れ



# 内水ハザードマップの策定について

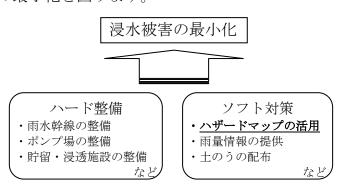
## 1 内水ハザードマップとは

内水ハザードマップは、大雨時に想定される下水道や水路に起因した浸水区域や水深などの様々な情報をまとめたマップです。

河川からの氾濫による浸水区域などを示した洪水ハザードマップが既に公表されていますので、併せて浸水ハザードマップとして公表します。

#### 2 策定の目的

近年、局地的集中豪雨が増加し、各都市で大きな被害をもたらしています。横浜市でも下水道の整備水準を超える雨が増加しており、浸水被害のリスクが高まっています。 これまで進めてきた雨水幹線等のハード整備とあわせ、ソフト対策の一つとして内水ハザードマップを策定、公表することで、市民の水害に対する防災意識を高め、自助や共助を促し、被害の最小化を図ります。



## 3 策定の経緯

	項目	Н23	H24	H25	H26
1年目	基礎調査	南部方面	北部方面	•	
2年目	シミュレーション実施		南部方面	北部方面	
3年目	公表に向けた調整			南部方面	北部方面

# 【参考】

南部方面:中、南、港南、磯子、金沢、戸塚、栄、泉、瀬谷

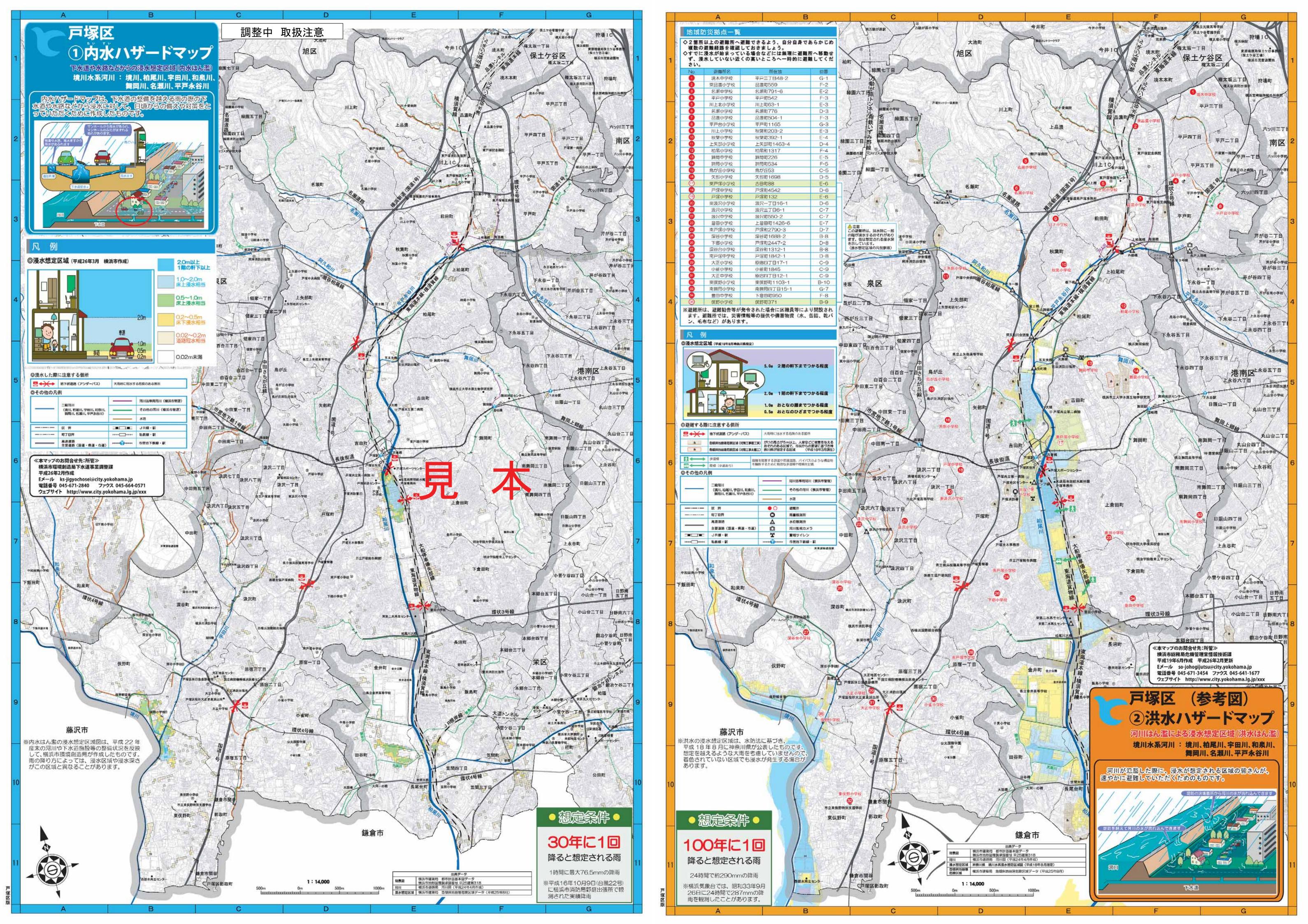
北部方面: 鶴見、神奈川、西、保土ケ谷、旭、港北、緑、青葉、都筑

# 4 マップの構成と公表方法

- (1) 浸水(洪水・内水)ハザードマップの構成
  - ①既存の洪水ハザードマップと内水ハザードマップを並列に記載
  - ②浸水した際に危険な道路の地下通路を記載
  - ③洪水と内水の違いや雨水ますの清掃など日頃からの備えについて記載
- (2) マップの作成・公表方法
  - ①マップは行政区ごとに作成し、マップとインターネットで公表する。

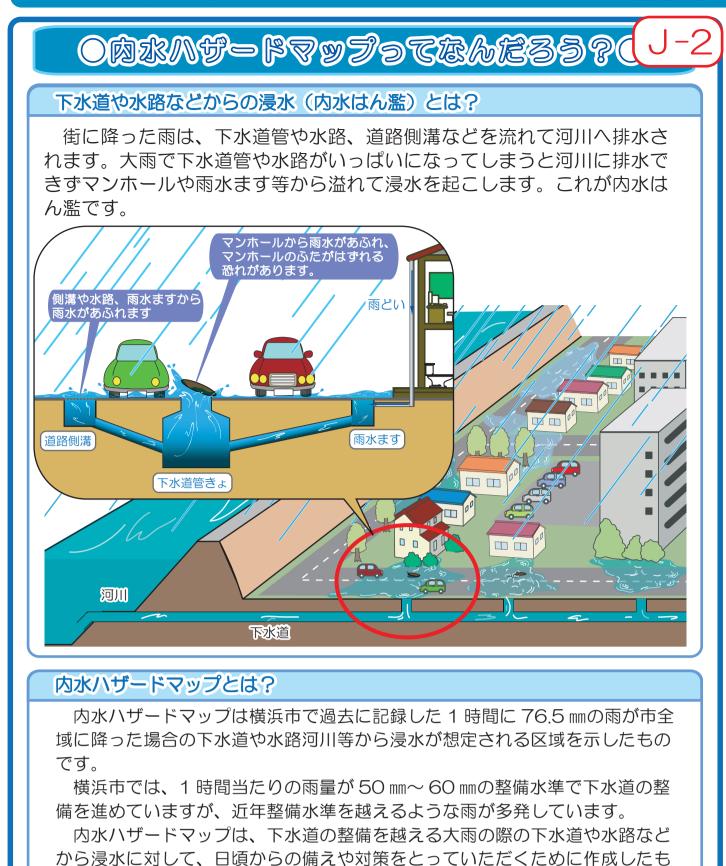
### 5 策定・公表へ向けた今後のスケジュール

- ・素案確定(9月中)
- 市民意見募集(10月1日~10月31日)
- ・策定・公表(南部方面:平成25年度末、北部方面:平成26年度末)



# 2 内水ハザードマップの活用

~地図面の「①内水ハザードマップ」で浸水想定区域となっている方へ~



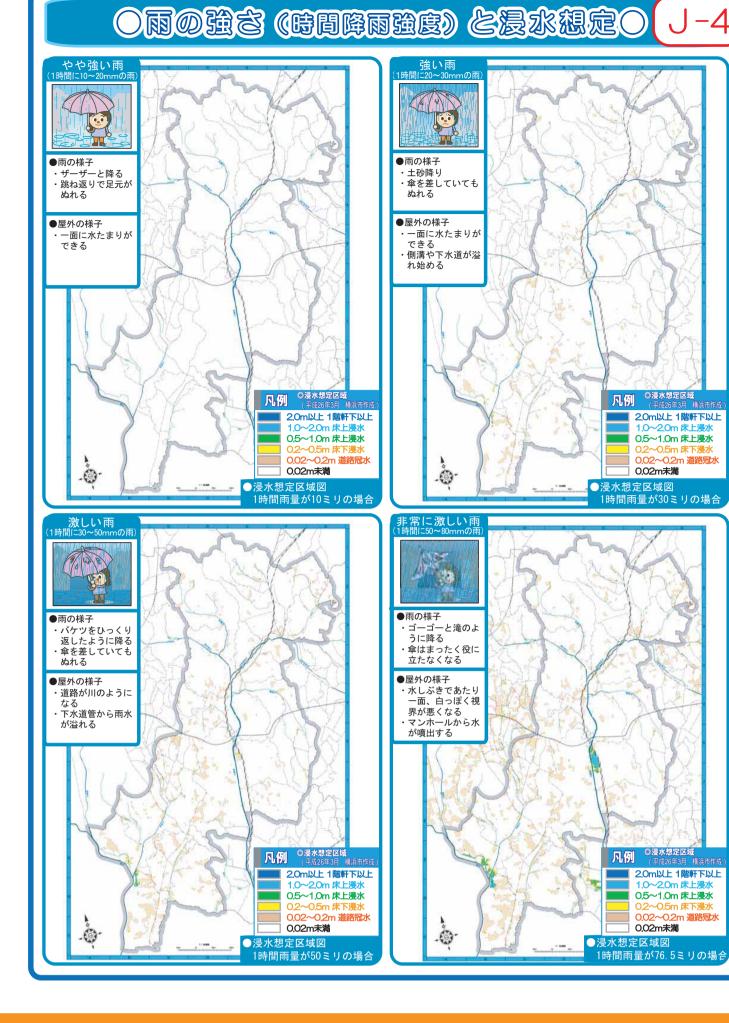
1時間に最大76.5㎜の降雨

(約30年に1回降ると想定される降雨)

※平成16年10月9日(台風22号)に横浜市消防局野庭出張所で観測された実績降雨

のです。





# ■日頃の備えと大雨時の注意点

TEL: 045 - 671 - 3454

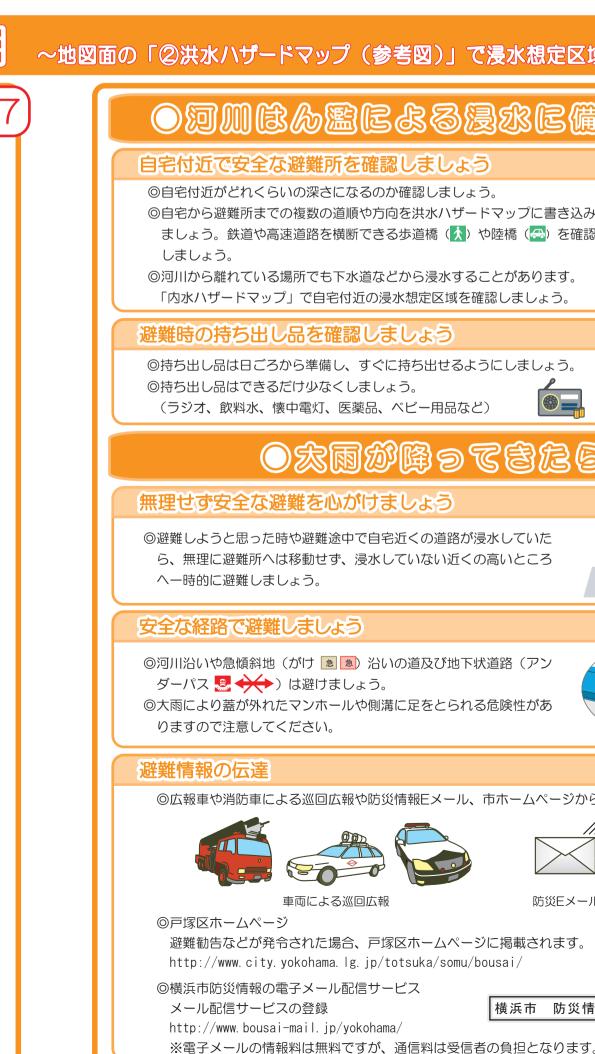
平成26年4月版







※横浜気象台では、昭和33年9月26日に24時間で287mmの降雨を観測したことがあります。





○みんなで確認しよう!

インターネット

検索